

# デジタル広告を活用した県政情報発信業務委託仕様書

## 1 業務名

---

デジタル広告を活用した県政情報発信業務

## 2 委託業務の目的

---

本県では、県民等に県政情報を届けられるよう、広報誌をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ等の各媒体で広報を実施しているが、各広報媒体に対する認知度は、若年層を中心に低下しており、情報が十分に届いていないといった課題がある。

このため、年代などで対象を絞り、文字や画像よりも訴求力の高い動画などでの情報発信が可能といった特性を持つデジタル広告を活用し、若年層を含め、より幅広く県政の情報を発信し、人々の行動変容に繋げていくことを目指す。

## 3 委託予定金額

---

10,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

※うち7,500千円を広告配信料に充てること。

## 4 業務内容

---

### (1) 広告の実施

若年層を中心とする幅広い層に県政情報を届けるために、効果的な広告媒体を、単独または複数組み合わせることで広告を実施すること。広告は動画広告の方法で実施するものとする。

#### ① 方針等

- ・令和6年9月～令和7年2月の期間に広告を実施するものとする。
- ・動画広告は6本以上制作、出稿するものとし、出稿期間は動画1本につき1か月程度とする。  
※広告の内容や効果検証を踏まえ、出稿期間は変更となる場合がある。
- ・広告のターゲットは、広報媒体の中でも新聞や広報誌などの認知度が低く、SNSの認知度が高い20～30代とし、県内向けに広告を発信するものとする。
- ・動画は「令和6年能登半島地震からの復旧・復興」をテーマとした内容で3本以上、県の施策をテーマとした内容で3本以上制作するものとし、具体的な内容は県と協議のうえ、決定すること。

#### ② 動画制作

- ・県が提供する施策の資料等を基に動画を制作すること。
- ・動画の制作にあたっては、県が提供する写真や映像も使用できるものとするが、事業効果を高めるため、受託者による撮影が必要となる場合は、撮影日のスケジュール調整やカメラマン、出演者等の手配等、撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。
- ・動画の長さは15～60秒程度とすること。
- ・動画の納品前に県の確認を受け、県からの修正依頼等に対応すること。
- ・制作した動画はデジタル広告への出稿（後述）のほか、県公式SNS（LINE、X、Instagram、YouTube）にも掲載できるよう、SNSの種類ごとに最適なサイズに加工・編集を行うこと。

### ③ デジタル広告の出稿・管理・編集

- ・ 県と協議して決定したデジタル広告への出稿作業を行うこと。  
※上記②で制作した動画のほか、県で別途、制作した動画を出稿する場合があります。
- ・ 出稿先の決定にあたり、情報発信する施策ごとに県にインプレッション、クリック数（率）、再生数等の想定値や動画の内容に即したターゲティング設定を提案すること。
- ・ 広告の誘導先は県ホームページ、または県が指定するコンテンツとする。
- ・ 出稿した広告に関して、運用状況を適宜確認・管理し、クリック数（率）などの成果が想定値と比較して良くない場合は、出稿期間中であってもターゲティングの変更などを県に提案し、変更や再出稿の作業を行うこと。

### (2) 広告の効果測定等

- ・ 広告の効果測定結果（使用した広告媒体ごとにインプレッション、クリック数（率）、再生数等のレポート）を報告すること。また、実施した広告測定結果の検証・分析を行い、県に報告すること。
- ・ 効果測定結果を踏まえ、業務実施期間中の広告実施の効果を高めるための提案を県に行うこと。

## 4 業務の進め方

---

- (1) 受託者は、県の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、県との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況および今後の進め方等を県に逐次報告するほか、必要に応じて県と打ち合わせを行うこと。
- (3) 受託者は、県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、県からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供するとともに必要に応じて出席すること。
- (4) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承認を受けたときはこの限りではない。
- (5) 業務において個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、県の指示を受けて処理すること。

## 5 成果物の納品

---

以下を納品すること。

- (1) 納品物
  - ① 制作した動画のデータ  
※県公式SNSなどへの掲載に対応した形式で納品すること。
  - ② 実施した広告ごとの効果測定結果（レポート）
  - ③ 業務完了報告書 1部  
※業務全体の概要、実績、効果、改善点の提案等を含んだ内容とすること。
- (2) 納品先

石川県知事室戦略広報課広報グループ  
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

(3) 納期

(1)①、② 完成の翌日まで

(1)③ 令和7年3月31日

## 6 その他

---

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む）及びその権利は、すべて県に帰属するものとする。  
ただし、受託者と県の協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を県に帰属させることが困難なものについてはこの限りでない。
- (2) 受託者は、委託者に著作権を譲渡し、または委託者に著作権法に基づく利用を許諾した成果品に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利については、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 「個人情報への取扱いに係る特記事項」を参考に、個人情報をはじめとするセキュリティ対策に万全を期したものとすること。
- (5) 業務の遂行にあたって疑義が生じたとき、または、本仕様書に定めのない事項に関しては、速やかに県まで連絡し、その指示を受けること。
- (6) 受託者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない

## 別記

### 個人情報の取扱いに係る特記事項

#### (趣旨)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

#### (従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ委託者（以下「甲」という。）の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請けさせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。